

スイス 意匠法

2001年10月5日改正

2002年7月1日施行

目次

第1章 総則

第1節 内容及び要件

第1条 内容

第2条 要件

第3条 無害の開示

第4条 除外理由

第2節 意匠権の存在

第5条 意匠権の成立及び保護期間

第6条 出願に関連する優先権

第7条 出願する権限を有する者

第3節 保護の範囲及び効果

第8条 保護の範囲

第9条 意匠権の効果

第10条 権利所有者の通知義務

第11条 複数の権利所有者

第12条 継続使用の権利

第13条 平行使用の権利

第14条 移転

第15条 ライセンス

第16条 用益権及び質権

第17条 強制執行

第4節 代理

第18条

第2章 出願及び登録

第1節 出願

第19条 一般的要件

第20条 複合出願

第21条 出願の効果

第2節 優先権

第22条 優先権の要件及び効果

第23条 方式要件

第3節 登録及び公告

第24条 登録

第25条 公告

第26条 公告の延期

第27条 登録簿の公共的性格及びファイルの閲覧

第28条 登録の取消

第29条 国際寄託

第4節 手数料

第30条

第3章 法的救済方法

第1節 期限不遵守の場合の手續続行

第31条

第2節 審判請求

第32条

第3節 民事法

第33条 宣言的判決を求める訴訟

第34条 譲渡を求める訴訟

第35条 履行を求める訴訟

第36条 民事手續における没収

第37条 1の州裁判所

第38条 仮救済

第39条 判決の公告

第40条 判決の伝達

第4節 刑事法

第41条 意匠権の侵害

第42条 事業経営中に犯された侵害行為

第43条 手續の停止

第44条 刑事手續における没収

第45条 刑事訴追

第 5 節 税関からの助力

第 46 条 明白に不法な積送品の通告

第 47 条 助力の請求

第 48 条 商品の留置

第 49 条 保証金及び損害賠償

第 4 章 最終規定

第 50 条 強制執行

第 51 条 現行法の廃止及び改正

第 52 条 経過規定

第 53 条 国民投票及び施行

付属(第 51 条) 現行法の廃止及び改正

第1章 総則

第1節 内容及び要件

第1条 内容

本法は、特に、線、面、輪郭若しくは色彩の配置により又は用いられている材料により特徴付けられる製品又は製品の部分の創作を意匠として保護する。

第2条 要件

- (1) 意匠は、新規かつ独創的であることを条件として保護される。
- (2) 意匠は、それと同一の意匠であってスイスの関係部門で活動する専門家に知られているものが出願日又は優先日の前に公衆に開示されている場合は、新規とされない。
- (3) 意匠は、それが生じさせる一般的印象の観点から、スイスの関係部門で活動する専門家に知られている意匠と些細な特徴について相違するに過ぎない場合は、独創的とされない。

第3条 無害の開示

次の場合は、出願日又は優先日の前12月以内における意匠の開示は、当該意匠権の所有者(所有者)に対して拘束力を有さない。

- (a) 第三者が、権原を有する者を害するような不当な態様で当該意匠を開示した場合
- (b) 当該意匠が権原を有する者により開示された場合

第4条 除外理由

次の場合は、意匠は保護されない。

- (a) 第1条にいう意匠が出願されなかった場合
- (b) 意匠が出願時に第2条の要件を満たしていない場合
- (c) 意匠の特徴が製品の技術的機能によってのみ決定付けられている場合
- (d) 意匠が連邦法又は国際条約に違反している場合
- (e) 意匠が公序良俗に違反している場合

第2節 意匠権の存在

第5条 意匠権の成立及び保護期間

- (1) 意匠権は、意匠を意匠登録簿(登録簿)に記入することにより成立する。
- (2) 保護は、出願日に開始する5年間とする。
- (3) 保護は、5年間ずつ4回延長することができる。

第6条 出願に関連する優先権

意匠権は、意匠を最初に出願した者に属する。

第7条 出願する権限を有する者

- (1) 意匠の創作者、その権原承継人又は異なる資格で当該権利が属する第三者は、意匠を出

願する権限を有する。

(2) 複数の者が共同で意匠を創作した場合は、別段の合意がない限り、それらの者は、これを共同で出願する権限を有する。

第3節 保護の範囲及び効果

第8条 保護の範囲

意匠に関する権利の保護は、同一の本質的特徴を示し、それ故に登録意匠として同一の一般的印象を生じさせる意匠に及ぶ。

第9条 意匠権の効果

(1) 意匠権は、その所有者に対し、第三者が産業目的で当該意匠を使用することを禁じる権利を付与する。使用とは、特に、製造、保管、供給、マーケティング、輸入、輸出、輸送及びこれらの目的での保有を意味する。

(2) 所有者は、また、第三者が不法な使用に参加すること又は不法な使用を促進若しくは助長することを禁じることができる。

第10条 権利所有者の通知義務

意匠権が存在することを、当該意匠に付与された番号を表示することなく商品又は事業用書類に表示する者は、要求に応じ、当該番号を無料で伝えなければならない。

第11条 複数の権利所有者

複数の権利所有者が存在する場合は、第9条に規定する権利は、別段の合意がない限り、それらの者に共同で生じる。

第12条 継続使用の権利

(1) 所有者は、第三者が次の期間中にスイスにおいて意匠を善意で使用していた場合は、当該第三者が従前と同一の範囲で継続して当該意匠を使用することを禁じることはできない。

(a) 出願日又は優先日の前

(b) 公告延期(第26条)の期間中

(2) 継続使用の権利は、事業と共にする場合にのみ移転することができる。

第13条 平行使用の権利

(1) 所有者は、新たな保護期間に関する手数料の納付期間の最終日と更なる処理を求める申請(第31条)を提出した日との間に登録意匠を善意でスイスにおいて職業目的で使用した、又はその目的で具体的な措置を取った第三者に対しては、当該登録意匠(の権利)を主張することができない。

(2) 平行使用の権利は、事業と共にする場合にのみ移転することができる。

(3) 平行使用の権利を主張する者は、当該意匠権が回復されたときから、公正な補償金を所有者に支払わなければならない。

第 14 条 移転

- (1) 所有者は、自己の意匠権の全部又は一部を移転することができる。
- (2) 移転は書面により行わなければならないが、登録簿に記入する必要はない。移転は、善意の第三者との関係では、登録された後にのみ効力を有する。
- (3) 移転が登録されるまでは、
 - (a) 善意の実施権者は、旧所有者に対する義務を履行することにより、自らの義務を免除される。
 - (b) 本法に規定する訴訟は、旧所有者に対して提起することができる。

第 15 条 ライセンス

- (1) 所有者は、第三者に対し、意匠権又は意匠権から生じる一定の権利を排他的に又はそうでない態様で使用する権限を付与することができる。
- (2) ライセンスは、関係当事者の 1 の請求に基づいて登録簿に記入される。それにより、当該ライセンスは、当該意匠についての結果としてその後取得される何れの権利に対しても拘束力を有する。

第 16 条 用益権及び質権

- (1) 意匠権は、用益権又は質権の対象とすることができる。
- (2) 用益権及び質権は、善意で意匠権を取得した者との関係では、登録後にのみ効力を有する。登録は、関係当事者の 1 の請求に基づいて行われる。
- (3) 用益権が登録されるまでは、善意の実施権者は、旧所有者に対する義務を履行することにより、自らの義務を免除される。

第 17 条 強制執行

意匠権は、強制執行措置の対象となり得る。

第 4 節 代理

第 18 条

- (1) 本法に規定する行政上又は司法上の手続の当事者であるが、スイスに住所又は登録事務所を有していない者は、スイスに住所を有する代理人を選任しなければならない。
- (2) 職業的法定代理に適用される規則が適用される。

第2章 出願及び登録

第1節 出願

第19条 一般的要件

(1) 意匠は、登録出願が連邦知的所有権庁(庁)に提出された場合に、出願されたものとみなされる。出願には、次のものを含めなければならない。

(a) 登録の願書

(b) 複製に適した意匠の表示。この要件が満たされていない場合は、庁は、当該欠陥の是正のための期限を出願人に課する。

(2) 最初の保護期間に関する手数料は、庁が課した期限内に納付されなければならない。

(3) 2次元の意匠(模様)が出願され、出願人が第26条に基づいて公告の延期を請求する場合は、意匠の表示の代わりに意匠の複製を提出することができる。延期の後に意匠の保護を維持する予定である場合は、前もって、複製に適する意匠の表示を庁に提出しなければならない。

(4) 手数料を納付した上で、表示を説明するために、最大限100語で意匠について記述することができる。

第20条 複合出願

(1) 工業意匠に関する国際分類を定める1968年10月8日のロカルノ協定に基づいて同一の製品の類に属する意匠は、複合出願の対象とすることができる。

(2) 連邦参事会は、複合出願についての大きさ及び重さを制限することができる。

第21条 出願の効果

出願は、意匠が新規かつ独創的であるとの推定及び意匠を出願する権利の推定を形成する。

第2節 優先権

第22条 優先権の要件及び効果

(1) 意匠が初めて合法的に工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の他の締約国において出願された場合、又はこれらの国の1において出願が効力を有する場合は、出願人又はその権原承継人は、スイスにおいて同一の意匠を出願する目的で最初の出願日を主張することができる。ただし、スイスにおける出願が最初の出願から6月以内に行われることを条件とする。

(2) スイスに相互主義待遇を与える国における最初の出願は、パリ条約の締約国における最初の出願と同一の効力を有する。

第23条 方式要件

(1) 優先権の主張を意図する者は、優先権宣言書を庁に提出しなければならない。庁は、優先権書類の提出を要求することができる。

(2) この主張を行う権利は、連邦参事会が定める期限及び方式要件の不遵守の場合は消滅す

る。

(3) 優先権の登録は、所有者に有利な推定を構成するに過ぎない。

第3節 登録及び公告

第24条 登録

(1) 法規定に基づいて出願された意匠は、登録される。

(2) 第19条(1)及び(2)に規定する方式要件が満たされていない場合は、庁は、登録出願を受理しない。

(3) 第4条(a)、(d)又は(e)に規定する除外理由の1が明白に存する場合は、庁は、登録出願を拒絶する。

(4) 意匠権の存在又は所有者の地位に関するすべての補正も、登録簿に記入しなければならない。連邦参事会は、裁判所又は強制執行について責任を有する当局が命令する、意匠を移転する権利に対する制限など他の情報の登録について規定することができる。

第25条 公告

(1) 庁は、登録簿に記入された登録事項に基づいて、命令に規定された情報及び出願された意匠の複製を公告する。

(2) 庁は、公告の方法を決定する。

第26条 公告の延期

(1) 出願人は、出願日又は優先日から最長30月間公告を延期するよう、書面で請求することができる。

(2) 所有者は、延期期間中いつでも、即時の公告を請求することができる。

(3) 庁は、延期期間が満了するまで、出願された意匠の秘密を保持する。秘密は、延期期間の満了前に出願が取り下げられた場合も保持される。

第27条 登録簿の公共的性格及びファイルの閲覧

(1) 何人も、登録簿を閲覧し、その内容に関する情報を請求し、かつ、その抄本を請求することができる。第26条が適用される。

(2) 登録された意匠のファイルも閲覧することができる。連邦参事会は、製造上若しくは事業上の秘密又はその他の極めて重要な利害により別途要求される場合に限り、ファイルを閲覧する権利を制限することができる。

(3) 例外的な場合に、要件及び保護の範囲(第2条から第17条まで)に影響を及ぼさない限り、登録前にファイルを閲覧することができる。関係手続については、連邦参事会が責任を有する。

第28条 登録の取消

次の場合は、庁は、登録の一部又は全部を取り消す。

(a) 所有者がそのように請求する場合

(b) 登録が延長されない場合

- (c) 規定の手数料が納付されなかった場合
- (d) 効力を生じた判決により、登録が無効と宣言された場合
- (e) 第 5 条に規定する保護期間が経過した場合

第 29 条 国際寄託

意匠の国際寄託においてスイスを指定する者は、本法がスイスにおいて出願された意匠の所有者に付与する保護を享受する。工業意匠の国際寄託に関する 1925 年 11 月 6 日のヘーグ協定の規定は、国際寄託の所有者にとってより有利な場合は、本法の規定に優先する。

第 4 節 手数料

第 30 条

本法及び関連命令に基づいて納付される手数料の額は、納付手続と共に、1997 年 4 月 28 日の連邦知的所有権庁手数料規則 (IPI-RT) の適用を受ける。

第3章 法的救済方法

第1節 期限不遵守の場合の手続続行

第31条

(1) 庁との関係において尊重しなければならない期限を遵守しなかった出願人又は権利所有者は、関連手続を続行すべき旨の書面による請求を庁に対して行うことができる。

(2) 当該請求は、期限の不遵守に出願人又は権利所有者が気付いたときから2月以内に、ただし遅くとも期限満了から6月以内に、行わなければならない。更に、出願人又は権利所有者は、これらの期間中に、怠った行為を完全に履行し、かつ、事件の更なる処理について定められた手数料を納付しなければならない。

(3) 請求が承認された場合は、当該行為が適時に履行されていたならば生じていた筈の状況が回復される。

(4) 不遵守の期限が次の事項に関するものである場合は、事件の更なる処理は行われぬ。

- (a) 更なる処理に関する請求を提出すること
- (b) 優先権を主張すること

第2節 審判請求

第32条

庁による決定については、知的著作権審判部に審判請求を行うことができる。

第3節 民事法

第33条 宣言的判決を求める訴訟

自己が適切な法律上の利益を有することを立証する者は、本法に規定する権利又は法律関係の存在又は不存在について宣言的判決を求める訴訟を提起することができる。

第34条 譲渡を求める訴訟

(1) 先取権を主張する者は、権利所有者に対して意匠権の譲渡を求める訴訟を提起することができる。

(2) 所有者が善意である場合は、訴訟は、意匠の公告から2年以内に同人に対して提起しなければならない。

(3) 譲渡が宣言された場合は、その間に第三者に付与されたライセンスその他の権利は無効とする。ただし、当該第三者が職業上の目的でスイスにおいて善意で意匠を使用した場合、又はその目的で特別の措置を取った場合は、非排他的ライセンスの付与を受ける権原を有する。

(4) 損害賠償請求権は維持される。

第35条 履行を求める訴訟

(1) 自己の権利が侵害されている又は侵害される虞がある所有者は、裁判所に次のことを請

求することができる。

(a) 侵害が急迫している場合は、これを禁ずること

(b) 侵害が持続する場合は、これを停止させること

(c) 被告に対し、不法に製造された物品であって同人が保有しているものの出所及び数量を明示し、かつ、産業上の顧客に引き渡された物品の受領者及び数を明示するよう命ずること
(2) 損害賠償の支払、背徳的行為に対する補償及び事業経営に関する規定から生じる利益の計算に関連して義務法に基づき提起された訴訟は、維持される。

(3) 履行を求める訴訟は、意匠が登録された後にのみ提起することができる。出願人は、被告が登録出願の内容を認識した時点に遡って、損害を主張することができる。

(4) 排他的実施権者は、ライセンス登録の有無とは関係なく、訴訟を提起することができる。ただし、ライセンス契約において明示的にこれを排除している場合はこの限りでない。実施権者は、自己が被った損害を主張する目的で侵害手続の当事者となることができる。

第 36 条 民事手続における没収

裁判所は、不法に製造された物品又は主として当該物品を製造することを意図した施設、設備その他の手段の没収及び売却又は廃棄を命ずることができる。

第 37 条 1 の州裁判所

各州は、その全域について、民事事件を管轄する 1 の裁判所を指定する。

第 38 条 仮救済

(1) 自己の意匠権が侵害されている又は侵害される虞があること、及び当該侵害が回復困難な害を自己に及ぼす虞があることを証明することができる者は、仮救済を請求することができる。

(2) 当該人は、特に、証拠が保全されること、不法に製造された物品の出所が決定されること、原状が保全されること、又は問題を防止する若しくは停止させるための措置が暫定的に執行されることを確保するための救済を命ずるよう裁判所に請求することができる。

(3) その他については、民法第 28 条(c)から(f)までを準用する。

(4) 第 35 条(4)を準用する。

第 39 条 判決の公告

裁判所は、勝訴当事者の請求に基づき、他方当事者の費用において判決を公告することを命ずることができる。裁判所は、公告の方法及び範囲を決定する。

第 40 条 判決の伝達

裁判所は、登録記入事項の補正をもたらす履行強制可能な判決を庁に伝達する。

第 4 節 刑事法

第 41 条 意匠権の侵害

(1) 所有者の申立に基づき、所有者の権利を意図的に侵害した者は、次の場合は、拘禁 1 年

以下又は罰金 10 万フラン以下の刑に処せられる。

(a) 当該意匠を不法に使用した場合

(b) 使用を促進又は助長することにより、意匠の使用に参加した場合

(c) 不法に製造された自己が保有する物品の出所及び数量、並びにそのような物品で産業上の顧客に引き渡されたものの受領者及び数を管轄当局に示すことを拒絶した場合

(2) 営利目的での侵害行為について責任を有する者は、職権により訴追される。刑罰は、拘禁及び 10 万フラン以下の罰金とする。

第 42 条 事業経営中に犯された侵害行為

1974 年 3 月 22 日の行政刑罰法に関する連邦法第 6 条及び第 7 条は、事業経営の一環として従業者又は代理人により犯された侵害行為に適用する。

第 43 条 手続の停止

(1) 民事手続において被告が意匠権侵害の論拠が薄弱である又は意匠権侵害が存在しない旨を主張する場合は、裁判所は、刑事手続を停止することができる。

(2) 刑事手続において被告が意匠権侵害の論拠が薄弱である又は意匠権侵害が存在しない旨を主張する場合は、裁判所は、民事手続の一環として訴訟を提起するための適切な期間を同人に与えることができる。

(3) 手続停止の間、時効期間は停止する。

第 44 条 刑事手続における没収

事件が却下された場合も、裁判所は、不法に製造された物品を、主として当該物品を製造することを意図した施設、設備その他の手段と共に、没収又は廃棄するよう命じることができる。

第 45 条 刑事訴追

刑事訴追は、州の権能に属する。

第 5 節 税関からの助力

第 46 条 明白に不法な積送品の通告

(1) 税関は、特定の積送品の意匠の所有者が分かっており、かつ、不法に製造された物品の輸入、輸出又は輸送が急迫していることが明らかである場合は、当該所有者に通知する権限を有する。

(2) この場合は、税関は、所有者が第 47 条に基づく請求を行うことができるように、当該商品を 3 就業日の間留置する権限を有する。

第 47 条 助力の請求

(1) 所有者又は実施権者は、不法に製造された商品の輸入、輸出又は輸送が急迫していると考えられる具体的な理由を有する場合は、税関に対し、当該商品の引渡を拒絶するよう求める請求を書面で行うことができる。

(2) 当該請求を行う者は、自己に利用可能な情報であって税関が決定に達するために必要なものすべてを税関に提供しなければならない。これには、特に、当該商品の明確な説明が含まれる。

(3) 税関の決定は、最終的なものとする。決定において、行政費用を賄うための手数料を課することができる。

第 48 条 商品の留置

(1) 第 47 条に基づく請求が行われた後、税関は、不法に製造された商品の輸入、輸出又は輸送を疑う合理的な理由を有する場合は、請求を行った者にその旨を通知する。

(2) 請求を行った者が仮救済を得られるよう、税関は、問題の商品を、(1)に規定する通知から最長 10 就業日の間留置する。

(3) 事情により正当化される場合は、税関は、更に最長 10 就業日の間、問題の商品を留置することができる。

第 49 条 保証金及び損害賠償

(1) 商品の留置により損害が生じる虞がある場合は、税関は、請求を行った者に対し、適正な保証金を提供するよう求めることができる。

(2) 請求を行った者は、仮救済が命じられなかった場合又は命令の内容が不当であったと証明された場合は、商品の留置により生じた損害を補償しなければならない。

第4章 最終規定

第50条 強制執行

連邦参事会は、強制執行規則を制定する。

第51条 現行法の廃止及び改正

現行法の廃止及び改正に適用される規則は、付属に記載する。

第52条 経過規定

- (1) 登録意匠には、新法が施行され次第同法が適用される。4度目の保護期間延長請求は、複製に適した意匠の表示を添えて、庁に提出しなければならない。
- (2) 本法が施行された場合は、既に出願されているが未登録である意匠には、当該意匠が登録されるまで旧法が適用される。
- (3) 本法が施行された場合は、封緘された登録意匠は、最初の保護期間の終了まで封緘したままにしておく。
- (4) 第35条(4)は、本法施行後に締結された又は確認されたライセンス契約にのみ適用される。

第53条 国民投票及び施行

- (1) 本法は、国民投票にかけられる。
- (2) 連邦参事会は、施行の日を設定する。

国民議会，2001年10月5日

議長：ペーター・ヘス

事務局長：ユーリ・アンリカー

公告日：2001年10月16日

国民投票の期限：2002年1月24日

全州議会，2001年10月5日

議長：フランソワーズ・ソダン

事務局長：クリストフ・ランツ

付属(第 51 条) 現行法の廃止及び改正

- I. 1900 年 3 月 30 日の意匠に関する連邦法は、ここに廃止する。
- II. 現行法は、次のとおり改正する。

1. 義務法

第 332 条

[E. 発明及び意匠の権利]

(1) 従業者がその契約義務に従ってその職業活動の一環として使用者のために創作した発明及び意匠又はその創作に参加した発明及び意匠は、当該発明又は意匠が保護され得るか否かに拘らず、使用者に属する。

(2) 使用者は、書面による合意により、従業者がその職業活動の一環として、ただし契約義務の履行としてではなく、使用者のために創作した発明及び意匠に対する権利を留保することができる。

(3) (2)にいうように発明又は意匠を創作した従業者は、その旨を書面で使用者に通知しなければならない。使用者は、6 月以内に、当該発明又は意匠を取得するか又は従業者に任せろかか意思を書面で従業者に通知しなければならない。

(4) 発明又は意匠を従業者に任せない場合は、使用者は、すべての事情、特に発明又は意匠の経済価値、使用者及びその補助者が行った作業、使用者の施設が使用された程度並びに従業者が負った経費及び当該企業における従業者の地位を考慮に入れて、従業者に公正な特別の報酬を支払わなければならない。

第 332a 条 廃止

2. 連邦知的所有権庁の地位及び職務に関する 1995 年 3 月 24 日の連邦法

前文

憲法第 1 章第 64 条及び第 85 条に鑑み・・・

第 2 条(1)(a)

(1) 庁は、次の任務を果たす。

(a) 庁は、特許、意匠、著作権及び隣接する権利、集積回路の回路配置、商標及び出所表示、公共の紋章その他公共の標識に関する法律文並びに知的所有権に関するその他の法案を作成する。ただし、これらが連邦の他の行政機関の権能に属さない場合に限る。

3. 商標の保護に関する 1992 年 8 月 28 日の連邦法

前文

憲法第 64 条及び第 64 条の 2 に鑑み・・・

第 38 条(3)

(3) 庁は、公告の方法を決定する。

4. 特許に関する 1954 年 6 月 25 日の連邦法

前文

憲法第 64 条及び第 64 条の 2 に鑑み・・・

第 29 条(3)

(3) 裁判官が移転を命じた場合は、暫定的に第三者に付与されていたライセンスその他の権利は消滅する。ただし、当該第三者は、既に善意でスイスにおいて職業目的で当該発明を使用していた場合又はその目的で具体的な準備をしていた場合は、非排他的ライセンスを付与する権利を有する。

第 61 条(3)

(3) 庁は、公告の方法を決定する。